

岡田愛里香 裁判について（さいたま地裁）

〈概略〉

出産予定日を10日過ぎた為、2016年5月6日(金)に蕨市立総合病院において、9:50より陣痛促進剤（アトニン0）の点滴投与が開始された。15:30にアラーム（分娩監視装置？）が鳴り、陣痛促進剤の点滴が無くなったため投与が中止された（陣痛促進剤の投与については2014産科ガイドラインを逸脱してはいない）。

16:15に愛里香は嘔吐し意識を失なった。医師は子癇発作と脳出血を疑ったがCT撮影をせず、胎児の心拍数が下がったため、16:55帝王切開により児を取り出すことを優先した。17時過ぎに県指定の川越にある埼玉医大の周産期センターへ搬送しようと電話を試みるが、埼玉医大で2件の脳外科の手術が入っているため、CT撮影して脳出血だったら受入ができないと言われた。蕨市立総合病院でCT撮影が18:51に行われ、脳出血が確認された。

（技師は既に帰宅していたのでオンコールに時間を要したため）

埼玉医大への搬送は不可能になった。因みに蕨市立総合病院から川越にある埼玉医大周産期センターまでは救急車でも50分以上かかる。

19:20に済生会川口病院へ搬送され、19:25に到着。21:30頭部切開手術開始。脳死状態。6月11日死亡。

〈訴訟の争点〉

- (1) 15:30にアラームが鳴り、助産師が訪室した時点で愛里香の異常に気付いていたのだから血圧測定やCT撮影を行うべきだった。（付き添っていた母親は喋る事ができない状態だったと言っている。またその1時間前に付き添っていた夫は気持ち悪い、愛里香が吐きそうだと訴えていたと言っている）
- (2) 16:15の嘔吐と意識消失に対して、子癇と脳出血を疑っていたのだから、院内にいた技師にCT検査を依頼して子癇か脳出血の判別をしなければならない。脳出血が判明した場合脳外科のある高度な病院へ転送するべきであった。

〈公判記録〉

- ① 第1回 2018年12月20日(木)10時15分
被告欠席
- ② 第2回 2019年3月7日(木)13時15分
提出書類の確認
- ③ 第3回 2019年4月18日(木)10時30分
提出書類の確認
- ④ 第4回 2019年5月23日(木)10時15分
原告 準備書面提出
被告 診療経過一覧提出
- ⑤ 第5回 2019年7月25日(木)10時15分
原告 意見書提出（前回の準備書面訂正）
- ⑥ 第6回 2019年8月29日(木)10時10分
原告 準備書面（浦西先生の鑑定書）
- ⑦ 第7回 2019年10月24日(木)10時15分